

附属書[1] 用語の定義

機関規則心得において使用する用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 国際航海
施行規則第 1 条第 1 項の国際航海
- 2 総トン数
施行規則第 66 条の 2 の総トン数(施行規則附則(昭和 60 年 12 月 24 日)第 2 項の総トン数を含む。)
- 3 限定近海貨物船
船舶設備規程第 2 条第 2 項の限定近海貨物船
- 4 外洋航行船
船舶設備規程第 2 条第 1 項の外洋航行船
- 5 連続最大出力
安全に連続使用することができる機関の計画最大出力。ただし、高速機関にあっては、100 時間以上連続して運転しても異状を生じない出力(耐久試験その他の方法により確認されたもの)を連続最大出力として差し支えない。
- 6 連続最大回転数
連続最大出力時における機関の毎分回転数
- 7 高速機関
次の条件式を同時に満足する内燃機関
$$(1) \quad C_i = \frac{S \cdot n^2}{1.8 \times 10^6} \geq 90$$

S : ストローク(mm)
n : 連続最大回転数(rpm)

$$(2) \quad V = \frac{\pi \cdot d \cdot n}{6 \times 10^4} \geq 6$$

d : クランク軸のジャーナルの径(mm)
n : (1)の算式の n と同じ。
- 8 デッドシップ状態
動力(空気タンク内の圧縮空気及び蓄電池の電力を含む。)がないことにより主機、推進軸系、ボイラ及び補機が作動していない状態
- 9 船舶の推進に関係のある機関
次に掲げるもの
 - (1) 主機及び主要な補助機関
 - (2) 推進のために必要な動力伝達装置及び推進軸系並びに発電機(非常電源の用に供するものを除く。)及び第 1 種補機に動力を伝達する動力伝達装置及び駆動軸
 - (3) 第 1 種ボイラ、主ボイラ及び主要な補助ボイラ
 - (4) 船舶の推進に関係のある補機

- (5) (1)から(4)までに掲げる機関の運転に必要な圧力容器
- (6) (1)から(5)までに掲げる機関の運転に必要な管装置(タンクを除く。)及び制御装置

10 機関の重要部分

次に掲げるもの

- (1) 内燃機関にあつては、クランク軸、ピストン棒、連接棒、クロスヘッド、支柱ボルト、連接棒上下の軸受ボルト、クロスヘッドボルト、主軸受ボルト、溶接構造の架構及び台板、軸継手、軸継手ボルト並びに排気タービン過給機(軸継手及び軸継手ボルトにあつては、クランク軸相互及び出力側のもの並びに排気タービン過給機にあつては、タービンローター、タービン羽根、扇車(インデューサーを含む。)及び扇車軸に限る。)
- (2) 蒸気タービンにあつては、タービンローター、タービン羽根、タービン車室、蒸気室、蒸気こし器、軸継手及び軸継手ボルト
- (3) ガスタービンにあつては、タービンディスク又はローター、圧縮機のディスク、タービン及び圧縮機の羽根及びケーシング、燃焼器、タービン出力軸、軸継手並びに軸継手ボルト
- (4) 動力伝達装置にあつては、動力伝達軸及び歯車、軸継手及び軸継手ボルト並びに特殊継手の動力伝達部分
- (5) 軸系にあつては、スラスト軸、中間軸、プロペラ軸、発電機又は船舶の推進に係のある補機に動力を伝達する軸、軸継手、軸継手ボルト、プロペラ羽根及びプロペラ羽根取付けボルト
- (6) ボイラにあつては、第1種ボイラの圧力を受ける部分
- (7) 圧力容器にあつては、第1種圧力容器又は第2種圧力容器の圧力を受ける部分
- (8) 管装置にあつては、1類管及びこれに取り付ける弁、コックその他の管取付け物
- (9) その他管海官庁が指示するもの

11 機関の重要部分に用いる材料等

機関の重要部分以外の部分に用いる材料であつて管海官庁が指示するもの及び機関の重要部分に用いる材料

12 機械構造物等

内燃機関の架構、台板及びシリンダジャケット、タービンケーシング、歯車ケーシング等

13 過速度防止装置

機関の回転速度が異常に上昇した場合に、自動的に燃料等の供給を遮断し、かつ、警報を発する装置

14 推進軸系

推進のための動力を伝達する軸系

15 第1種プロペラ軸

一体のスリーブ(プロペラ軸の海水に露出する部分が、一体のもの又は2以上のスリーブを焼きばめ若しくは圧入する前に同質の材料で溶接若しくは鋳かけしたものをいう。)を有するプロペラ軸、これと同等以上の耐食性を有するプロペラ軸又は適当な船尾管内潤滑油装置を備えるプロペラ軸

16 第2種プロペラ軸

第1種プロペラ軸以外のプロペラ軸

17 制限気圧

第47条第1項の制限気圧。この場合において、算定は、MPa単位で小数点以下2位にとどめ、3位以下は切り捨てるものとする。

18 第1種ボイラ

第 42 条のボイラのうち、小型ボイラ等に該当するもの以外のもの

- 19 第 2 種ボイラ
第 1 種ボイラ以外のボイラ
- 20 小型ボイラ等
次のいずれかに該当するボイラ又は圧力容器
 - (1) 制限気圧 0.34MPa 以下のボイラ
 - (2) 大気開口端を有する温水又は加熱熱媒を発生させるボイラ(開口端に至る管装置に弁がなく、かつ、加熱器及び管系に過圧のおそれがないものを含む。以下同じ。)
 - (3) 制限圧力 0.69MPa 以下の圧力容器(引火性又は毒性を有する危険物に係るものを除く。)及び制限圧力 1.96MPa 以下、最高使用温度 150°C以下で、かつ、内容積 0.5m³以下の圧力容器(引火性又は毒性を有する危険物に係るものを除く。)
- 21 主要な補助ボイラ
主機若しくは主要な補助機関(荷役装置及び冷蔵設備を駆動するものを除く。)の運転に必要な燃料加熱装置、発電機(非常電源の用に供するものを除く。)の運転、汽笛(設備規程第 146 条の 7 の汽笛をいう。)又は船舶の推進に係る補機(荷役装置及び冷蔵設備を除く。)に蒸気を供給する補助ボイラ
- 22 排ガスボイラ
内燃機関の排気ガスにより蒸気、温水等を発生させる装置であって、独立の蒸気室、温水だめ等を有し、かつ、蒸気、温水等の取出口を備え付けたもの
- 23 排ガスエコノマイザ
内燃機関の排気ガスにより蒸気、温水等を発生させる装置であって、独立の蒸気室、温水だめ等を有しないもの
- 24 制限圧力
圧力容器及びこれに附属する装置のそれぞれの強度上許容し得る圧力のうちの最小値。この場合において、算定は、MPa 単位で小数点以下 2 位にとどめ、3 位以下は切り捨てるものとする。
- 25 第 1 種圧力容器
次のいずれかに該当する圧力容器
 - (1) 制限圧力 0.34MPa を超える蒸気加熱式蒸気発生装置
 - (2) 制限圧力 3.92MPa を超える圧力容器(蒸気加熱式蒸気発生装置を除く((3)及び 24(2)から(4)までにおいて同じ。)。また、常温で水又は操作油の圧力のみを受けるものを除く。)
 - (3) 最高使用温度 350°Cを超える圧力容器
- 26 第 2 種圧力容器
次のいずれかに該当する圧力容器(第 1 種圧力容器に該当するものを除く。)
 - (1) 制限圧力 0.34MPa 以下の蒸気加熱式蒸気発生装置
 - (2) 制限圧力 1.37MPa を超える圧力容器
 - (3) 最高使用温度 150°Cを超える圧力容器
 - (4) 引火性又は毒性を有する危険物を冷媒とする冷凍機器に用いる圧力容器
- 27 第 3 種圧力容器
第 1 種圧力容器又は第 2 種圧力容器に該当する圧力容器以外の圧力容器
- 28 第 1 種補機(船舶の推進に必要な補機)
次のいずれかに該当する補機
 - (1) 主機、主要な補助機関、推進軸系又は推進軸系に動力を伝達するための装置のため

- の補機にあつては、次に掲げるもの
- (i) 潤滑油供給ポンプ
 - (ii) 冷却水ポンプ、冷却油ポンプ及び循環ポンプ
 - (iii) 燃料油供給ポンプ
 - (iv) 復水ポンプ及び真空ポンプ
 - (v) 燃料油清浄機及び潤滑油清浄機(主機の運転に必要なものに限る。)
 - (vi) 制御用又は始動用の油圧ポンプ及び空気圧縮機
- (2) 主ボイラ又は主要な補助ボイラのための補機にあつては、次に掲げるもの
- (i) 給水ポンプ
 - (ii) 燃料ポンプ
 - (iii) 強制給排気送風機
- (3) ビルジポンプ
- (4) その他管海官庁が指示するもの

29 第2種補機(船舶の推進に係るの補機)

次のいずれかに該当する補機

- (1) 第1種補機
- (2) バラストポンプ及び消火ポンプ(非常用のものを除く。)
- (3) 操船補機(操舵装置等をいう。)、甲板補機(揚錨機、係船機等をいう。)及び荷役装置、冷蔵設備等に用いるもの
- (4) 通風機(機関室、ボイラ室、タンカーの貨物油ポンプ室等の取扱者の健康に障害を与えるガス又は火災の危険性を有するガスが発生するおそれのある場所に設置するものに限る。)
- (5) その他管海官庁が指示するもの

30 第3種補機

第2種補機以外の補機

31 1類管

使用する流体の種類に応じ、最高使用圧力又は最高使用温度が表1に掲げる範囲内にある管(バタワース管を除く。)

32 2類管

1類管以外の管

表1 1類管

使用する流体の種類	最高使用圧力	最高使用温度
燃料油	0.69MPa を超える範囲	61℃を超える範囲
蒸気		170℃を超える範囲
水及び空気	1.57MPa を超える範囲	200℃を超える範囲
潤滑油(操作油及び熱媒油を含む。)		
アンモニア	すべての範囲	すべての範囲
LPG、LNG等の液化ガス		